

愛 居宅介護支援

運営規程

株式会社 介護センター愛

目 次

- 第1条 事業の目的
- 第2条 運営の方針
- 第3条 事業所の名称等
- 第4条 職員の構成・員数及び職務の内容
- 第5条 営業日及び営業時間
- 第6条 居宅介護支援の提供方法・内容
- 第7条 通常の実業の実施地域
- 第8条 守秘義務
- 第9条 事故発生後の対応
- 第10条 サービス内容に関する苦情
- 第11条 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第12条 研修
- 第13条 その他運営に関する留意事項

愛 居宅介護支援運営規程

(事業の目的)

第1条 介護センター愛が開設する「愛 居宅介護支援」(以下事業所という。)が行う指定居宅介護支援及び介護予防支援の事業(以下事業という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員(主任介護支援専門員を含む。以下同じ。)が要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 事業の提供に当たっては、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス又は介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、市町村、いきいき支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努める

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 愛 居宅介護支援
- ② 所在地 名古屋市港区幸町三丁目21番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1名 (常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)
- ② 管理者は、事業所の介護支援専門員等の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ③ 介護支援専門員 5名(常勤兼務1名常勤専従職員3名非常勤兼務1名)
介護支援専門員は、居宅介護支援及び介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援又は介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援又は介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援又は介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事務所内
- ② 使用する課題分析の種類 介舟アセスメントシート
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事務所内及び臨時集合が容易又は内容上適当と認められる場所
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
- ⑤ モニタリングの結果記録 月1回以上

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は 名古屋市全域とする。

(守秘義務)

- 第8条 1 介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 介護支援専門員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、業務を退いた後もこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に含むものとする。

(事故発生後の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する居宅介護支援や介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに各区役所、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告する。

(サービス内容に関する苦情)

第10条 1 利用者に提供した居宅介護支援や介護予防支援及び「サービス利用票(居宅サービス計画や介護予防サービス計画)」に基づき提供した介護サービスに関する相談や苦情は受付窓口を設置し迅速な対応をする。

お客様相談センター 愛 居宅介護支援

電話番号 052-355-9217

FAX 052-355-8777

2 苦情に関して当事業所窓口以外、次に掲げる窓口に報告する場合は利用者及び家族等に文書で案内し、公正を図る。

愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会

電話番号 052-202-0167

愛知県国民健康保険団体連合会

電話番号 052-971-4165

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係

電話番号 052-959-3087

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- ④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者を置く。

(研修)

第12条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図る為、次の通り研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回以上

(その他運営についての留意事項)

第13条 この規定に定める事項以外の運営に関する重要事項は、株式会社介護センター愛と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとし、利用者、家族等に関する場合は、文書を以て周知を図るものとする。

附則

平成 27 年 7 月 1 日 施行

平成 31 年 1 月 16 日 施行

令和 1 年 12 月 1 日 施行

令和 2 年 10 月 1 日 施行

令和 3 年 11 月 18 日 施行

令和 4 年 11 月 1 日 施行

令和 6 年 4 月 1 日 施行

株式会社 介護センター 愛